

令和8年度

社会福祉法人 刈谷市社会福祉協議会

事業計画書

目 次

はじめに	1
基本目標	2
事業内容	
1 理事会、評議員会等の開催	4
2 広報活動の充実	4
3 共同募金の推進	4
4 団体活動の支援	4
5 献血運動の推進	4
6 地域福祉計画の推進	4
7 職員の育成体制の強化	5
8 災害支援機能の強化	5
9 ICTの活用	5
10 福祉教育の推進	5
11 車椅子・車椅子移送車の貸出し	5
12 福祉関係イベントの開催	5
13 障害者スポーツの普及啓発	6
14 ボランティア活動の支援	6
15 災害ボランティアコーディネーターの養成	6
16 災害ボランティアセンター運営体制の強化	6
17 刈谷市養護老人ホームの管理・運営	6
18 高齢者交流プラザの管理・運営	7
19 口腔機能向上事業	7
20 いきいきプラザの管理・運営	7
21 一ツ木児童館の管理・運営	7
22 出張理美容事業	7
23 配食サービス事業	7
24 介護予防訪問事業	7
25 地区社会福祉協議会（地区社協）の支援	8
26 成年後見支援センターの運営	8
27 終活支援事業	8
28 地域包括支援センター〔地域型〕の運営	8
29 地域包括支援センター〔基幹型〕の運営	8
30 日常生活自立支援事業	9

3 1	資金貸付事業	8
3 2	災害見舞金支給事業	9
3 3	高齢者見守り活動	9
3 4	居宅介護支援事業	9
3 5	訪問介護事業	9
3 6	障害者訪問介護事業	9
3 7	地域生活支援事業（移動支援事業）	10
3 8	ホームヘルパー派遣事業	10
3 9	保険外サービス事業	10
4 0	刈谷市立くすのき園の管理・運営	10
4 1	刈谷市立すぎな作業所の管理・運営	10
4 2	刈谷市心身障害者福祉会館の管理・運営	10
4 3	障害者支援事業所の運営	10
4 4	身体障害者デイサービスセンターたんぼぼの管理・運営	11
4 5	老人デイサービスセンターひまわりの管理・運営	11
4 6	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	11

はじめに

近年、少子高齢化や人口減少が急速に進行する中、単身世帯や高齢者世帯の増加、地域コミュニティの希薄化が進み、身近に相談できる相手や日常的な支え合いの関係を築くことが難しくなっています。

また、物価高騰の影響による食料品や光熱費の負担増加に加え、介護や子育てに関する悩みなど、生活の様々な場面で不安や困り事を抱える人が増えています。こうした状況の中、支援を必要としながらも周囲に相談できず、孤立してしまう方も少なくありません。

このような様々な課題に対応するため、本協議会では、地域住民やボランティア、関係団体等と連携しながら、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めております。

令和7年度には、新たな取組として、各地区の福祉委員会において地域の課題をテーマとした座談会を開催し、住民の声や地域の現状を共有するとともに、課題解決に向けた話し合いの場づくりを支援しました。また、各地区の福祉委員会の活動内容を市内全域で共有し、活動の更なる広がりや充実を図るため、北部・中部・南部の地区社会福祉協議会の役員による交流会を実施し、地区間の連携強化に努めました。

令和8年度においても、ボランティア活動に関心を持ち、主体的に地域福祉に関わる人材を育成するため、地域福祉サポーターの募集を行い、地域福祉を支える担い手の確保と育成を重要な柱として事業を推進してまいります。

また、身寄りのない高齢者等を対象に終活相談窓口を開設し、人生の最期に向けた不安や悩みについての相談支援を行います。

このほかにも、愛知県内を中心に開催されるアジアパラ競技大会の採火イベントに合わせ、福祉・健康フェスティバルを開催し、障害者スポーツの普及啓発を図るなど、第5次刈谷市地域福祉計画で掲げる「参加と支え合いで築く共に暮らせるまち」を基本理念に、本計画に掲げる各種事業を実施してまいります。

【基本目標】

地域福祉計画の基本理念「参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち」の実現と、本会の適切な組織運営のため、次の4つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

1 地域福祉への理解を深め、地域を支える人材、団体等を育成・支援する

—一人づくり—

福祉の心を醸成するためには、住民一人ひとりが、「福祉」について理解を深め、その重要性を認識することが必要不可欠です。「地域福祉」に関する福祉教育の充実を図ることで、一人ひとりがお互いを理解し、思いやり、尊重する気持ちを育み、単なる支援の「受け手」ではなく、主体的に地域福祉に取り組む存在となります。それは同時に、地域活動の担い手の確保にもつながります。

また、気軽にボランティア活動に参加できる機会を創出することで、福祉の心を育み、その活動を継続的に支援することで、活動の活発化を図ります。

2 参加と連携・協働による、互いが共に支え合う地域社会を育む

—地域づくり—

地域福祉活動を推進するためには、「地域の絆の再生」を核に据えたつながりづくりが必要です。つながりづくりの第一歩として、地域住民相互の「顔の見える関係」づくりを進め、隣近所のちょっとした異変や課題を早期に発見できるネットワークを構築するとともに、地区福祉委員会の活動の支援や見守り活動の推進、地域住民が交流できる場の充実による地域コミュニティの活性化を図ります。

また、「誰一人取り残さない防災」を目指し、災害への備えに取り組むとともに、地域住民が安心して生活できる環境づくりに努めます。

そして、地域生活課題の解決力と地域力の強化を図るため、住民、自治会などの地域団体、ボランティア団体・NPO法人などとの連携・協働を推進します。

3 地域や関係機関・団体等の連携・協働による包括的な支援体制を構築する

—体制づくり—

家庭や地域における支援力の低下、支え合いの基盤の脆弱化が進行する一方、「老老介護」、「8050問題」、「ダブルケア」、「ヤングケアラー」など解決が困難な問題が増え、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。こうした地域生活課題に対応するためには、分野を問わない包括的な相談・支援の仕組みづくりが必要です。そのため、市や社会福祉協議会、各支援機関がお互いの果たす役割を理解し、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言などを行う包括的な支援体制の

整備に努め、組織横断的な連携体制の充実を図ります。

また、ニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、それらのサービスの利用を必要としている人が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう多様な媒体を用いた効果的な情報発信の充実を図ります。

4 地域に信頼され、持続可能で効率的かつ効果的な組織運営を行う

—組織運営—

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられており、地域における福祉の向上と住民の福祉増進を図るために中核的な役割を担っています。

市と共に取り組む地域福祉計画の実現に向け、その役割を果たすためにも、本会は組織としての運営体制を確実にし、地域との信頼関係を強固にすることが重要となります。

そのため、職員の育成と定着に努めるとともに、事務事業の効率化や改善に継続して取り組み、組織としての体制強化を図ります。

また、様々な機会における情報発信をはじめ、災害時の活動支援や各種福祉・施設サービスの充実を図り、地域住民が安心して暮らせる環境づくりに貢献します。

そして、地域や市、関係機関・団体等との連携、協働を推進し、社会福祉法人として安定した運営に努めます。

【事業内容】

1 理事会、評議員会等の開催

理事会、評議員会、監査会及び評議員選任・解任委員会を随時開催し、本会の実施事業や予算等を決定します。

2 広報活動の充実

年4回発行の機関紙「刈谷市社協だより」や本会ホームページを充実させるほか、FacebookやInstagramなどのSNSで情報を発信することで、必要な人が情報を入手し、適切なサービスを選択できるよう努めます。また、社会福祉協議会の認知度向上のため、本会の事業活動について、なお一層の情報発信に努めます。

ホームページ	https://www.kariyashi.jp/
Facebook	https://www.facebook.com/kariya.sugina
Instagram	https://www.instagram.com/kariya_shakyo/ https://www.instagram.com/sugina_kariyashi/

3 共同募金の推進

赤い羽根共同募金や歳末たすけあい運動を通じて、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体等を支援するとともに、高齢者や障害者、ひとり親家庭等の支援を行います。

4 団体活動の支援

社会福祉関係団体と密接な連携を図り、地域福祉の推進に努めるとともに、団体の事業活動に対して援助・協力します。

5 献血運動の推進

献血事業に賛同する住民、事業所等で構成する「刈谷市愛血友の会」を運営し、献血の重要性を広く普及啓発し、献血運動の拡充・推進に努めます。

6 地域福祉計画の推進

「福祉の心の醸成」、「地域福祉活動の推進」、「総合的な支援体制の充実」の3つを基本目標とした第5次刈谷市地域福祉計画に基づき、既存の事業に加え、新規事業として地域デビュー講座や地域のお店などとの連携による見守りの実施に取り組みます。これらに取り組むことで地域住民が住み慣れた地域で一個人として尊重され、住民の幅広い参画を得ながら共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

7 職員の育成体制の強化

業務内容及び業務量に応じた適正な人員配置、人材確保に努めます。また、地域福祉の専門職として、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の視点を持った職員を育成するための演習型研修をはじめ、職員が主体的に自己の能力を開発し、成長できるような研修体系を整備することで、質の高い福祉サービスを提供できる職員の育成を図ります。

8 災害支援機能の強化

災害時の福祉避難所の開設に備え、市や各種団体との連携を進めることで応援の体制を整え、強化を図ります。

9 ICTの活用

人事・労務管理事務において、業務の効率化を図るため、システムの導入や電子申請の活用を検討します。

10 福祉教育の推進

「児童・生徒福祉実践教室」、「青少年ボランティア福祉体験学習」及び「社会福祉教育指定校研修会」を実施し、児童・生徒の福祉の心の醸成、長期的な視野に立ったボランティアの育成を図ります。

11 車椅子・車椅子移送車の貸出し

病気や怪我等で一時的に歩行困難等身体の不自由になった人への支援として、車椅子を貸し出します。また、車椅子使用者の日常生活の利便を図るため、車椅子移送車を貸し出します。

12 福祉関係イベントの開催

社会福祉協議会、市、ボランティアが協力し、地域福祉の向上を推進するために、福祉・健康フェスティバル等のイベントを実施し、福祉に対する意識の高揚を図ります。

1 3 障害者スポーツの普及啓発

「目指せ！ボッチャの盛んなまち刈谷」をスローガンに、老若男女、障害の有無にかかわらず誰もが一緒に楽しめる「ボッチャ」の普及啓発を通じて障害者への理解促進と地域の活性化を図ります。

この取組の一環として、市民交流ボッチャ大会、小学生ボッチャ大会を開催します。また、企業との連携企画やボッチャ講習会の実施及びボッチャ用具の貸出しなど、多角的にボッチャを通して障害者スポーツの普及啓発に努めます。

1 4 ボランティア活動の支援

地域福祉を推進するため、地域の高齢者・児童等への福祉活動を担うボランティア団体に対し、活動費の補助や活動内容の助言を行うとともに、活動内容の紹介や会員募集等、ボランティアに関する情報を掲載した機関紙「ひまわりボランティア通信」を発行するなど、活動の支援に努めます。

また、「刈谷市民ボランティア活動センター」との連携や衣浦定住自立圏市民活動情報サイト「かりや衣浦つながるネット」を活用することで各種ボランティア情報の集積・発信に努めます。

ホームページ <https://tsunagaru.genki365.net/>

1 5 災害ボランティアコーディネーターの養成（市受託事業）

大規模な災害発生時に備え、災害時に立ち上げられる災害ボランティアセンターで、ボランティアと被災地の支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーターを養成します。

1 6 災害ボランティアセンター運営体制の強化

行政、関係団体等と連携し、災害ボランティアセンターの活動や運営に関する理解を深め、非常時の支え合いの意識やボランティアの参加促進と知識の向上を図るため、災害ボランティアセンター開設訓練を実施します。

1 7 刈谷市養護老人ホームの管理・運営（指定管理業務）

入所者が健康を保持し、生きがいのある生活が送れるよう環境の整備に努めるとともに、入所者の自主性を高め、地域社会との交流を図ります。

また、刈谷市在宅高齢者ショートステイ事業として、一時的に自宅での生活が困難になった高齢者を介護者に代わり養護老人ホームにおいて生活支援を行います。

18 高齢者交流プラザの管理・運営（指定管理業務）

60歳以上の高齢者に対して、交流の場を提供し、教養の向上及びレクリエーションのためのサービスを提供します。

19 口腔機能向上事業（市受託事業）

65歳以上の高齢者の口腔機能の向上を図り、介護予防活動の普及・啓発に努めます。

20 いきいきプラザの管理・運営（指定管理業務）

60歳以上の高齢者に対し、心身の健康を図ることを目的として、健康の保持、教養の向上及びレクリエーションのためのサービスを総合的に提供し、高齢者福祉の向上に努めます。

21 一ツ木児童館の管理・運営（指定管理業務）

地域の子どもたちのふれあいの場として、安全な遊び場所を提供し、各種行事を通じて児童の健全育成を図ります。

22 出張理美容事業

外出が困難な在宅のねたきり高齢者及び重度の肢体不自由者（児）を対象に、出張理美容費助成券を1年に4枚まで交付し、本人及び家族を支援します。

23 配食サービス事業（市受託事業）

食事の準備が困難な高齢者の食の自立をサポートするため、定期的に自宅に食事を届けるとともに、安否確認を行います。なお、口腔機能低下や病気療養目的などで食事に配慮が必要な高齢者には、主治医などの指示による食事を届けるとともに、安否確認と定期的な栄養相談を行います。

24 介護予防訪問事業（市受託事業）

介護保険の要支援1・2の認定を受けた人（第2号被保険者を含む。）や、65歳以上の基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人のうち、食事が減った人や栄養バランスが偏り始めた人などを対象に、管理栄養士が訪問し、食生活の相談・改善を3か月から6か月の短期間で行います。

25 地区社会福祉協議会（地区社協）の支援

高齢者、障害者、子育て等に関する様々な福祉課題の解決を目指して、地区社会福祉協議会が取り組む活動を支援します。また、各福祉委員会等の活動を支援するとともに、地域福祉活動の更なる充実を図るため、各福祉委員会等で活躍する人材の育成及び活動の活性化に取り組みます。

26 成年後見支援センターの運営（市受託事業）

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう成年後見制度の利用に関する相談や手続支援を行うとともに、成年後見制度の普及と啓発に努めます。

また、後見人等からの相談に対し助言を行うとともに、専門職や関係機関などと連携しケース検討を行うなど、後見人等に対する活動支援や相談への対応などを行い、後見人等を支援します。

27 終活支援事業（市受託事業）

身寄りのない高齢者等を対象に、終活相談を行うとともに、ご自身が亡くなった後の様々な手続きや事務を事前に決めておくことで、人生の最後まで安心して過ごせるよう終活に関するサポートを行う終活あんしんセンターを開設します。

また、専門機関などの紹介先情報を取りまとめ、民間事業者情報として提供します。
(情報提供は令和8年10月から)

28 地域包括支援センター〔地域型〕の運営（市受託事業）

地域の高齢者支援を包括的・継続的に行う中核機関として、介護予防ケアマネジメント業務や高齢者の実態把握、虐待への対応を含む総合相談に応じ、高齢者及びその家族の福祉の向上に努めます。また、地域ケア会議を開催し、多職種協働による地域包括ケアシステムの構築に努めます。

29 地域包括支援センター〔基幹型〕の運営（市受託事業）

地域包括ケアシステム構築を推進するため、市内6か所の地域包括支援センターとの総合的な調整と円滑な業務運営のための支援を行うとともに、刈谷市や関係機関と連携し、高齢者虐待の未然防止や個別支援を行います。

3 0 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで日常生活の判断に不安のある人に対し、福祉サービスの利用手続、日常的金銭管理、書類管理などの支援を行います。

3 1 資金貸付事業（県社協受託事業（一部））

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金貸付事業を行います。

3 2 災害見舞金支給事業

災害等により被害を受けた市民に対し、災害弔慰金及び災害見舞金を支給します。

3 3 高齢者見守り活動

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などを、日常的に関わりをもっている事業者等の協力を得て、見守り及び安否確認を行うことで、社会から孤立することを防止するとともに、異変を早期に発見して必要な支援につなげます。

3 4 居宅介護支援事業

介護保険事業者として、介護を必要とする人が、適切にサービスを利用できるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の意向等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、関係機関との連絡調整を行います。

3 5 訪問介護事業

ケアプランに基づき、食事介助、排泄介助、入浴介助、更衣介助、整容、身体の清拭、通院の介助等の身体介護及び掃除、調理、洗濯、買い物や薬の受取り等の生活援助のサービスの提供を行います。

3 6 障害者訪問介護事業

障害者（児）が居宅において日常生活を円滑に過ごせるよう、ホームヘルパーが身体介護、家事援助等の支援を行います。また、屋外での移動が困難な視覚障害のある人へ外出支援及び視覚情報の提供を行います。

3 7 地域生活支援事業（移動支援事業）

屋外での移動が困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、外出時に移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を行います。

3 8 ホームヘルパー派遣事業（市受託事業）

出産後の母親のいる家庭、ひとり親家庭等及び家事等に不安や負担を抱える子育て世帯をホームヘルパーが訪問し、適切な家事等を行うことにより生活の安定や自立した生活ができるよう支援します。

また、新たな取組として、犯罪被害者等の居宅をホームヘルパーが訪問し、家事等を行うことにより日常生活を支援します。

3 9 保険外サービス事業

介護保険法及び障害者総合支援法で提供できない通院、入退院、病院内の介助、買い物や見守りのお手伝いを行い、在宅で安心して生活することができるよう支援します。

4 0 刈谷市立くすのき園の管理・運営（指定管理業務）

地域で暮らす障害のある人を対象に、必要な生活介護支援を提供し、利用者一人ひとりが安心して楽しく日中生活を送れるよう努めます。

4 1 刈谷市立すぎな作業所の管理・運営（指定管理業務）

地域で暮らす障害のある人を対象に、一人ひとりに合わせた就労継続支援、生活介護支援を提供することにより、利用者が自分の力を発揮して、豊かな生活を送れるよう努めます。

また、施設内の縫製品展示販売スペースや喫茶スペースを通して、市民にも親しまれる施設を目指します。

4 2 刈谷市心身障害者福祉会館の管理・運営（指定管理業務）

在宅の心身に障害のある人を対象に、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、貸館等のサービスを提供し、障害者福祉の向上に努めます。

4 3 障害者支援事業所の運営

本会の事業所利用者等に対し、適切な障害者サービスが提供できるよう、サービス等利用計画の作成及び相談支援を行います。

4 4 身体障害者デイサービスセンターたんぽぽの管理・運営（指定管理業務）

在宅の重度肢体不自由者及び知的と身体の障害が重複する人を対象に、各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、生活の改善、身体機能の維持向上等を図ります。

4 5 老人デイサービスセンターひまわりの管理・運営（指定管理業務）

事業対象者、要支援及び要介護と認定された在宅の人を対象に、第1号通所事業（刈谷市通所介護相当サービス）や介護度に応じた通所介護サービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、改善並びに家族の身体的、精神的負担の軽減等を図ります。

4 6 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（市受託事業）

市営住宅等に設置された高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者に対し生活援助員を派遣し、緊急時の対応、安否の確認、生活指導・相談及び一時的家事援助などの福祉サービスを提供することにより、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援します。